

山口県優良建設コンサルタント等業務表彰要綱細則

山口県優良建設コンサルタント等業務表彰要綱の細則を次のように定める。

(営業所等)

第1条 要綱第2条の(3)における営業所等とは、建設コンサルタント登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所（本店又は常時建設コンサルタント業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所をいう。）又はその他の支店若しくは事務所とする。

(一定数の技術者)

第2条 要綱第2条の(3)における一定数の技術者とは、10人以上の技術者（山口県（知事部局又は企業局）が発注する建設コンサルタント等業務（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務に限る。）において、管理技術者になりうる資格を持つ者）とし、推薦時点における人数とする。

なお、1人の技術者が複数の資格を有している場合は1人と数える。

(常駐)

第3条 要綱第2条の(3)における常駐とは、直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上の雇用関係）にあり、常勤していることをいう。

(受注者欠格事項)

第4条 要綱第2条の(6)における優良建設コンサルタント等業務として表彰することがふさわしくないと認められた者とは、次の(1)から(3)のいずれかに該当する業務とする。

- (1) 山口県（知事部局又は企業局）が発注した業務において、業務関係者に死亡者又は3人以上の負傷者（休業4日以上）が発生した事故、又は業務遂行中の作業に起因して当該業務関係者以外の第三者が死傷した事故等を起こしたことがある者。（労働安全衛生法等の法令違反の有無を問わない。）
- (2) 「瑕疵修補」として、完了検査において修補命令を受けたことがある者。（契約約款第30条第5項）
- (3) 法令等の違反により役員等が逮捕又は起訴されたことがある者。

(業務欠格事項)

第5条 要綱第2条の(7)における優良建設コンサルタント等業務として表彰することが不適当と認められる業務とは、次の(1)から(5)のいずれかに該当する業務とする。

- (1) 業務成績評定において考査項目の細別に減点があるもの。
- (2) 推薦時点において、新たな不具合が発生しているもの。
- (3) 再委託契約において改善指導を受けたもの。
- (4) 労働災害（休業4日以上）及び公衆災害（死傷、物損）が発生したもの。（労働安全衛生法等の法令違反の有無を問わない。）
- (5) その他、審査委員会で表彰することが不適当と認められるもの。

(表彰対象技術者)

第6条 要綱第3条の(2)における優秀建設コンサルタント等技術者として表彰することがふさわしくないと認められた者とは、法令等の違反により逮捕又は起訴されたことがある者等とする。

(その他)

第7条 同一受注者による複数業務が対象となる場合、又は、連年となる場合の表彰は、これを排除しない。

附 則

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。